



三重県公報

令和4年4月15日 (金)

第 303 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
206	介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定辞退の届出	(長寿介護課)	2
207	予防のための子どもの死亡検証(CDR)調査の実施	(子育て支援課)	2
208	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	2
209	同件	(同)	3
210	同件	(同)	4
211	同件	(同)	5
212	同件	(同)	6
213	同件	(同)	7
214	同件	(同)	7
215	同件	(同)	8
216	同件	(同)	9
公 安 委 告 示			
9	特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示	(公安委員会)	10
訓 令			
6	三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令	(人事課)	10
公 告			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	11
	同件	(同)	12
	同件	(同)	12
	土地改良事業計画の変更を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧の変更	(同)	12
	土地改良施設管理規程の変更認可	(同)	13
	令和4年度狩猟免許試験の実施	(獣害対策課)	13
	令和4年度狩猟免許更新講習会及び適性検査の実施	(同)	14
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	16
	同件	(同)	16
特 定 調 達 公 告			
	随意契約の相手方を決定した旨	(管財課)	17
	同件	(教育委員会)	17

告 示

三重県告示第 206 号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から指定辞退の届出がありました。

令和 4 年 4 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	施設の名称	施設の所在地	開設者名	指定辞退年月日	サービスの種類
2410301127	西城外科内科	鈴鹿市長太旭町四丁目 23-23	西城 英郎	令和4年3月31日	介護療養型医療施設

三重県告示第 207 号

予防のための子どもの死亡検証（CDR:Child Death Review）体制整備モデル事業の実施に係る調査を次のとおり行います。

令和 4 年 4 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 調査の目的

予防のための子どもの死亡検証（CDR）とは、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家が様々な情報を収集し、検証を行うことにより、効果的な予防策を検討して予防可能な子どもの死亡を減らすというものである。現在、国において、今後の制度化に向けた検討を行うためのモデル事業を令和 2 年度より実施しており、三重県においても事業に取り組んでいるところである。

本調査は、CDR体制整備モデル事業を行うにあたり、死亡した子どもの既往歴、生育歴、家族歴等を把握することで、小児死亡症例の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の期間

令和 4 年 5 月 2 日から令和 5 年 9 月 30 日まで

3 調査対象者

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日の間に死亡した 18 歳未満の者等

4 調査の方法

郵送等

5 調査の主な内容

- (1) 死亡の原因、医学的背景、生育歴、死亡に至った状況等について
- (2) 剖検結果、生活環境、子どもの属性等について

三重県告示第 208 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 4 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ津店
津市柳山津興 3309 番地

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市中東区高社二丁目 130 番地	兼子 義之

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市中東区高社二丁目 130 番地	河瀬 正樹

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市中東区高社二丁目 130 番地	兼子 義之

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市中東区高社二丁目 130 番地	河瀬 正樹

3 変更年月日

令和 4 年 3 月 1 日

4 変更理由

代表者が変更となったため

5 届出の日

令和 4 年 4 月 5 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 4 月 15 日から同年 8 月 15 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 209 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 4 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ伊勢御園店
伊勢市御園町長屋字清水 3103 番 1 他 16 筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市中東区高社二丁目 130 番地	兼子 義之

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市中東区高社二丁目 130 番地	河瀬 正樹

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市中東区高社二丁目 130 番地	兼子 義之

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市中東区高社二丁目 130 番地	河瀬 正樹

3 変更年月日

令和 4 年 3 月 1 日

4 変更理由

代表者が変更となったため

5 届出の日

令和 4 年 4 月 5 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 4 月 15 日から同年 8 月 15 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 210 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 4 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーブデンキ桑名店

桑名市大山田 1 丁目 7 番地 2

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市中東区高社二丁目 130 番地	兼子 義之

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市中東区高社二丁目 130 番地	河瀬 正樹

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市中東区高社二丁目 130 番地	兼子 義之

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市名東区高社二丁目 130 番地	河瀬 正樹

- 3 変更年月日
令和4年3月1日
- 4 変更理由
代表者が変更となったため
- 5 届出の日
令和4年4月5日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和4年4月15日から同年8月15日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 211 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 4 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーブデンキ鈴鹿店
鈴鹿市算所町字山之相 417-1 他 8 筆
 - 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市名東区高社二丁目 130 番地	兼子 義之

 - (変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市名東区高社二丁目 130 番地	河瀬 正樹

 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
- | 氏名又は名称 | 住 所 | 代表者の氏名 |
|---------|------------------------|--------|
| 株式会社ギガス | 愛知県名古屋市名東区高社二丁目 130 番地 | 兼子 義之 |
- (変更後)
- | 氏名又は名称 | 住 所 | 代表者の氏名 |
|---------|------------------------|--------|
| 株式会社ギガス | 愛知県名古屋市名東区高社二丁目 130 番地 | 河瀬 正樹 |
- 3 変更年月日
令和 4 年 3 月 1 日
- 4 変更理由
代表者が変更となったため

- 5 届出の日
令和4年4月5日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和4年4月15日から同年8月15日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 212 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 4 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーブデンキ名張店
名張市希中央 2 番町 82 番 1 他

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市名東区高社二丁目 130 番地	兼子 義之

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市名東区高社二丁目 130 番地	河瀬 正樹

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市名東区高社二丁目 130 番地	兼子 義之

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市名東区高社二丁目 130 番地	河瀬 正樹

- 3 変更年月日
令和 4 年 3 月 1 日
- 4 変更理由
代表者が変更となったため
- 5 届出の日
令和 4 年 4 月 5 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 4 年 4 月 15 日から同年 8 月 15 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 213 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 4 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーブデンキ阿児店

志摩市阿児町鶴方 5174 他 6 筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市長区高社二丁目 130 番地	兼子 義之

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市長区高社二丁目 130 番地	河瀬 正樹

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市長区高社二丁目 130 番地	兼子 義之

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市長区高社二丁目 130 番地	河瀬 正樹

3 変更年月日

令和 4 年 3 月 1 日

4 変更理由

代表者が変更となったため

5 届出の日

令和 4 年 4 月 5 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 4 月 15 日から同年 8 月 15 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 214 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年4月15日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ伊賀上野店

伊賀市平野城北町 141 番地

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市名東区高社二丁目 130 番地	兼子 義之

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市名東区高社二丁目 130 番地	河瀬 正樹

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市名東区高社二丁目 130 番地	兼子 義之

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市名東区高社二丁目 130 番地	河瀬 正樹

3 変更年月日

令和4年3月1日

4 変更理由

代表者が変更となったため

5 届出の日

令和4年4月5日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和4年4月15日から同年8月15日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第215号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年4月15日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキみえ朝日店

三重郡朝日町大字小向字七反田 358 番地 他 52 筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市中東区高社二丁目 130 番地	兼子 義之

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市中東区高社二丁目 130 番地	河瀬 正樹

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市中東区高社二丁目 130 番地	兼子 義之

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市中東区高社二丁目 130 番地	河瀬 正樹

3 変更年月日

令和 4 年 3 月 1 日

4 変更理由

代表者が変更となったため

5 届出の日

令和 4 年 4 月 5 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 4 月 15 日から同年 8 月 15 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 216 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 4 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ明和店

多気郡明和町中村字六反田 1290 番 他 5 筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市中東区高社二丁目 130 番地	兼子 義之

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市中東区高社二丁目 130 番地	河瀬 正樹

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市中東区高社二丁目 130 番地	兼子 義之

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市中東区高社二丁目 130 番地	河瀬 正樹

- 3 変更年月日

令和 4 年 3 月 1 日

- 4 変更理由

代表者が変更となったため

- 5 届出の日

令和 4 年 4 月 5 日

- 6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

- 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 4 月 15 日から同年 8 月 15 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 安 委 告 示

三重県公安委員会告示第 9 号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事実の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 15 条の 2 第 8 項において準用する同法第 7 条第 4 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 4 年 4 月 15 日

三重県公安委員会委員長 種 橋 潤 治

特定抗争指定暴力団等

令和 2 年 1 月 7 日三重県公安委員会告示第 141 号 2 に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更事項

変更前 指定番号 6319-1

変更後 指定番号 6322-1

訓 令

三重県訓令第 6 号

庁 中 一 般
地 域 機 関

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和 4 年 4 月 15 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令（昭和 53 年三重県訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表（第 2 条、第 3 条関係）						別表（第 2 条、第 3 条関係）					
部	機関	職員	品目	数量	期間	部	機関	職員	品目	数量	期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 作業服並びに子ども心身発達医療センターに勤務する職員に係る貸与物品のうち、白衣、白ズボン及び帽子で数量が 1 のものについては、貸与を受ける資格を取得した最初の貸与に限り数量を 2（作業服にあつては 4）とする。この場合において、作業服の最初の貸与期間は、この表の期間の欄中「1」とあるのは「3」と、「2」とあるのは「4」と、「3」とあるのは「5」とする。						備考 作業服並びに子ども心身発達医療センターに勤務する職員に係る貸与物品のうち、白衣、白ズボン及び帽子で数量が 1 のものについては、貸与を受ける資格を取得した最初の貸与に限り数量を 2（作業服にあつては 4）とする。この場合において、作業服の最初の貸与期間は、別表の 1 の表及び別表の 2 の表の期間の欄中「1」とあるのは「3」と、「2」とあるのは「4」と、「3」とあるのは「5」とする。					

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 4 年 4 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

伊倉津井土地改良区（津市雲出伊倉津町1112-3）

退任理事

津市雲出伊倉津町 1112-3
 " " 967-1
 " " 1004
 " " 1149-7
 " " 1145-22
 " " 840-1
 " " 561

大 田 茂 生
 飯 坂 友 郷
 大 西 純
 加 藤 徳 義
 枝 川 善 継
 太 田 静 男
 川 北 一 郎

退任監事

津市雲出伊倉津町 555
 " " 1005
 " " 970-1

田 中 務
 長 尾 義 夫
 太 田 雅 也

就任理事

津市雲出伊倉津町 1112-3
 " " 967-1
 " " 1149-7
 " " 1145-22
 " " 840-1
 " " 561
 " " 1065

大 田 茂 生
 飯 坂 友 郷
 加 藤 徳 義
 枝 川 善 継
 太 田 静 男
 川 北 一 郎
 山 本 和 司

就任監事

津市雲出伊倉津町 998

伊 藤 泰 士

津市雲出伊倉津町 552
 " " 970-1

川北幸伸
 太田雅也

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 4 年 4 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

北谷土地改良区（松阪市小片野町 1545 番地 2）

退任理事

松阪市小片野町 1682 番地
 " " 736 番地 1

奥山博
 安田和郎

就任理事

松阪市小片野町 1701 番地
 " " 833 番地

村田成人
 平井保彦

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 4 年 4 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

平谷・前村土地改良区（多気郡多気町平谷 446 番地）

退任理事

多気郡多気町平谷 446 番地
 " " 前村 1449 番地 1
 " " 平谷 685 番地 2
 " " " 702 番地 1
 " " 前村 1457 番地 2

坂浦正生
 大西太朗
 森田泰之章
 森田章
 東山義美

退任監事

多気郡多気町平谷 810 番地
 " " 前村 1488 番地 1

大谷実
 森田正

就任理事

多気郡多気町平谷 446 番地
 " " 前村 1488 番地 1
 " " 平谷 685 番地 2
 " " " 702 番地 1
 " " 前村 1457 番地 2

坂浦正生
 森田正
 森田泰之章
 森田章
 東山義美

就任監事

多気郡多気町平谷 810 番地
 " " " 338 番地

大谷実
 中井法夫

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、松阪東黒部土地改良区から申請のありました土地改良事業計画（維持管理計画）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

令和 4 年 4 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画（維持管理計画）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和4年4月18日から同年5月19日まで

3 縦覧の場所

松阪市役所産業文化部農村整備課（松阪市殿町 1340 番地 1）
明和町役場産業振興課（多気郡明和町大字馬之上 945）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、員弁地区土地改良区（いなべ市員弁町笠田新田 2205 番地の 1）の管理規程を令和4年4月7日付けで認可しましたので、同条第4項の規定により公告します。

令和4年4月15日

三重県知事 一見勝之

1 施設の名称

六把野井水頭首工

2 施設の概要

六把野井水頭首工 堰長 L=148.3m

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」といいます。）第41条の規定により、令和4年度狩猟免許試験を次のとおり実施します。

令和4年4月15日

三重県知事 一見勝之

1 狩猟免許試験を行う日時、場所、試験種目及び申請書の受付期限

実施日時	会場	試験種目	申請書の受付期限	定員
令和4年7月9日（土） 9時50分～17時 受付は9時30分から	三重県四日市庁舎 四日市市新正 4-21-5	網猟 わな猟 第1種銃猟 第2種銃猟	令和4年6月29日（水） の17時まで	110名程度
令和4年8月11日（木） 9時50分～17時 受付は9時30分から	三重県庁講堂棟講堂 津市広明町 13 番地		令和4年8月1日（月） の17時まで	120名程度
令和4年9月1日（木） 9時50分～17時 受付は9時30分から	三重県津庁舎 津市桜橋 3 丁目 446-34		令和4年8月22日（月） の17時まで	110名程度

2 免許試験を受けることができる者

三重県内に住所を有する者で法第40条各号のいずれにも該当しないものとします。

3 受験手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許申請書

イ 受験票

必要事項を記入し、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0cm、横の長さ2.4cmの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚を貼り付けてください。

ウ 医師の診断書等

法第40条第2号から第4号までの規定に該当するかどうかについての医師の診断書を提出してください。

なお、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による銃砲所持許可を現に受けている者にあつては、当該許可証の写しを診断書の代わりとして提出することを可能とします。

エ 住民票抄本（現に狩猟免許を受けている者で更に異なる種類の狩猟免許を受けようとするものは、必要ありません。）

(2) 受験手数料

受験しようとする狩猟免許1種類につき、5,200円分（現に狩猟免許を受けている者で更に異なる種類の狩猟免許を受けようとするものは、3,900円分）の三重県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けてください。

(3) 受付場所

住所地を所管する各農林（水産）事務所で受け付けますので、(1)の書類を全てそろえて受付期限までに提

出してください。

4 試験科目

(1) 知識試験

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識

(2) 適性試験

視力、聴力及び運動能力

(3) 技能試験 ((1)及び(2)の合格者に対して行います。)

猟具の取扱い、鳥獣の判別及び距離の目測 (網猟免許及びわな猟免許受験者は、距離の目測を除きます。)

5 試験科目の一部免除

狩猟免許を現に受けている者で更に異なる種類の狩猟免許を受けようとするものは、知識試験のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識の試験を免除します。

6 合格者の発表

技能試験終了後、5日以内に合格者の受験番号を県庁掲示板及び三重県庁ホームページに掲示するとともに、掲示後速やかに受験者に合否等を郵送で通知します。

7 その他

- (1) 狩猟免許申請書及び受験票の用紙は、各農林(水産)事務所で交付するものを使用してください。
- (2) その他狩猟免許試験の詳細については、三重県農林水産部獣害対策課又は各農林(水産)事務所へ問い合わせてください。
- (3) 試験当日は、筆記用具を持参するとともに、運動のできる服装で来てください(スリッパ、草履等のご遠慮ください。)
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、急きょ開催日時の変更又は中止とさせていただく場合があります。開催日時の変更又は中止をする場合は、開催前日(緊急時を除きます。)までに、三重県ホームページでお知らせします。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第51条の規定により、令和4年度狩猟免許更新講習会及び適性検査を次のとおり実施します。

令和4年4月15日

三重県知事 一見勝之

1 日時、対象者、場所及び申請書の受付期限

開催年月日 (受付時間は申請時にお知らせします)	主たる対象者 (居住する住所地)	会場	申請書受付期限
令和4年6月14日(火)	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町及び川越町	三重県桑名庁舎 3階第1会議室 桑名市中央町5-71	令和4年6月3日(金) の17時まで
令和4年6月16日(木)	伊賀市及び名張市	三重県伊賀庁舎 7階大会議室 伊賀市四十九町2802	令和4年6月6日(月) の17時まで
令和4年6月21日(火)	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町及び川越町	三重県四日市庁舎 6階大会議室 四日市市新正4-21-5	令和4年6月10日(金) の17時まで
令和4年6月28日(火)	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町及び川越町	三重県鈴鹿庁舎 4階第46会議室 鈴鹿市西条5丁目117	令和4年6月17日(金) の17時まで
令和4年7月2日(土)	伊賀市及び名張市	三重県伊賀庁舎 7階大会議室 伊賀市四十九町2802	令和4年6月22日(水) の17時まで
令和4年7月3日(日)	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町	三重県伊勢庁舎 4階401会議室 伊勢市勢田町628番地2	令和4年6月23日(木) の17時まで
令和4年7月3日(日)	熊野市、御浜町及び紀宝町	三重県熊野庁舎 5階大会議室 熊野市井戸町371	令和4年6月23日(木) の17時まで

令和4年7月10日(日)	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町及び川越町	三重県四日市庁舎 6階大会議室 四日市市新正 4-21-5	令和4年6月30日(木) の17時まで
令和4年7月12日(火)	津市	三重県津庁舎 6階第64会議室 津市桜橋3丁目 446-34	令和4年7月1日(金) の17時まで
令和4年7月15日(金)	尾鷲市及び紀北町	三重県尾鷲庁舎 5階大会議室(八鬼山ルーム) 尾鷲市坂場西町 1-1	令和4年7月5日(火) の17時まで
令和4年7月26日(火)	津市	津市白山公民館 農民研修所 津市白山町川口 897	令和4年7月15日(金) の17時まで
令和4年7月27日(水)	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町	三重県伊勢庁舎 4階401会議室 伊勢市勢田町 628 番地 2	令和4年7月15日(金) の17時まで
令和4年7月27日(水)	熊野市、御浜町及び紀宝町	御浜町役場 3階くろしおホール 南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120-1	令和4年7月15日(金) の17時まで
令和4年7月31日(日)	松阪市、多気町、明和町及び大台町	三重県松阪庁舎 6階大会議室 松阪市高町 138	令和4年7月21日(木) の17時まで
令和4年9月10日(土)	県全域	三重県松阪庁舎 6階大会議室 松阪市高町 138	令和4年8月31日(水) の17時まで
令和4年9月14日(水)	県全域	三重県津庁舎 6階第64会議室 津市桜橋3丁目 446-34	令和4年9月13日(火) の17時まで

2 受講及び受検対象者

令和4年9月14日まで有効の狩猟免許を持っている者(令和元年度に狩猟免許を受けた者又は更新した者)で、狩猟免許の更新を受けようとするものとします。ただし、種類及び有効期間が満了する日の異なる2以上の狩猟免許を受けている者が当該狩猟免許の更新を受けようとする場合にあっては、当該狩猟免許のうちいずれかの有効期間が満了した日の翌日において当該有効期間が満了した狩猟免許及び当該有効期間が満了した狩猟免許以外の種類の狩猟免許を更新することができます。

3 受講及び受検の手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許更新申請書

イ 狩猟免許更新講習及び適性検査受検票

必要事項を記入し、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0cm、横の長さ2.4cmの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚を貼り付けてください。

ウ 医師の診断書等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までの規定に該当するかどうかについての医師の診断書を提出してください。

なお、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による銃砲所持許可を現に受けている者にあっては、当該許可証の写しを診断書の代わりとして提出することを可能とします。

(2) 受講及び受検手数料

更新しようとする狩猟免許1件につき、2,900円分の三重県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付けてください。

(3) 受付場所

住所地を所管する各農林(水産)事務所で受け付けますので、(1)の書類を全てそろえて受付期限までに提出してください。

4 講習科目及び適性検査の内容

(1) 講習科目

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の判別、鳥獣の保護管理及び猟具の取扱い

(2) 適性検査

視力、聴力及び運動能力の検査

5 その他留意事項

新型コロナウイルス感染症の影響により、急きょ開催日時の変更又は中止とさせていただく場合があります。開催日時の変更又は中止をする場合は、開催前日（緊急時を除きます。）までに、三重県ホームページでお知らせします。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和4年3月18日に終了した旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和4年4月15日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（砂防基盤地図作成）

2 作業地域

四日市市水沢町、同市羽津甲、同市中村町、同市萱生町、同市千代田町、同市大鐘町、同市北山町、同市山城町、同市札幌町、同市小牧町、同市室山町、同市大字松本、同市桜町、同市川島町、同市尾平町、同市貝家町、同市山田町、同市堂ヶ山町、同市小山町、同市内山町、同市垂坂町、同市采女町及び同市波木南台

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和4年3月23日に終了した旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和4年4月15日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（空中写真測量）

2 作業地域

松阪市飯南町有間野、同市飯南町上仁柿、同市飯南町粥見、同市飯南町下仁柿、同市飯南町深野、同市飯南町向粥見、同市飯南町横野、多気郡多気町及び同郡明和町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和4年3月24日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

令和4年4月15日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（水準測量）

2 作業地域

桑名市の一部及び桑名郡木曾岬町の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和4年3月25日に終了した旨、亀山市長から通知がありました。

令和4年4月15日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（道路台帳補正）

2 作業地域

亀山市全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和4年3月24日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

令和4年4月15日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量）

2 作業地域

桑名郡木曾岬町新輪及び同町源緑輪中

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年4月15日

三重県知事 一見勝之

- | | |
|----------------|--|
| 1 物品等の名称及び数量 | 令和4年度公有財産管理システム改修業務委託 一式 |
| 2 担当部局 | 三重県津市広明町13番地 三重県総務部管財課 |
| 3 契約の相手方を決定した日 | 令和4年3月30日 |
| 4 契約の相手方 | 愛知県名古屋市中区錦二丁目17番21号
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海 代表取締役 坂野 高士 |
| 5 契約金額 | 39,930,000円（うち消費税及び地方消費税3,630,000円） |
| 6 決定手続 | 随意契約 |
| 7 随意契約の理由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当 |

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年4月15日

三重県教育委員会教育長 木平芳定

- | | |
|----------------|--|
| 1 特定役務の名称 | 三重県小中学校ネットワークシステム通信回線利用 |
| 2 担当部局 | 三重県津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局教育総務課 |
| 3 契約の相手方を決定した日 | 令和4年3月29日 |
| 4 契約の相手方 | 三重県津市あかつ台四丁目7番地1
株式会社ZTV 取締役社長 田村欣也 |
| 5 契約金額 | 38,730,120円（うち消費税及び地方消費税 3,520,920円） |
| 6 決定手続 | 随意契約 |
| 7 随意契約の理由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当 |

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>